

4月12日は

北海道知事及び北海道 議会議員選挙の投票日です

◆投票時間について

投票時間は、午前7時から午後7時（一部の投票所は午後6時）までで、投票開始及び終了1時間前にサイレンでお知らせいたします。

◆投票場所について

投票所については、お住まいの地区によって異なりますので、投票入場券を確認するか選挙管理委員会にお問合せください。

◆投票できる方

投票できる方は、洞爺湖町の選挙人名簿に登録されている方で、投票日現在、洞爺湖町に住所がある方です。

〈選挙人名簿の登録〉

今回の選挙人名簿に登録され



ている方は、次のとおりです。

平成7年4月13日までに生まれた方で、平成27年1月2日までに住民基本台帳に登録されている方。

転入・転出、町内で移動した方

平成27年1月2日までに転入した方は、洞爺湖町で投票ができます。また、平成27年1月3日以降に転入した方は、前住所地で投票となります。

〈最近転出した方〉

平成26年12月1日以前に転出した方は、新住所地で投票となります。また、12月2日以降に転出した方は、原則、洞爺湖町で投票となります。ただし、転

出先の市町村長発行の「引き続き道内に住所を有する証明書」が必要となります。

※道外に転出した方は、投票ができません。

〈最近町内で住所を移した方〉

平成27年3月16日までに新住所に異動届出をした方は、新住

所の投票所で投票ができます。

◆投票入場券について

投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、3月27日から郵送する予定です。もし、お手元に届かなかったり、ご不明な点がありましたら選挙管理委員会にお問合せください。

なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失された場合でも投票することができ

ます。期日前投票又は投票当日、選挙人名簿に登録されている投票所の係員にお申し出ください。

◆開票について

■日 時 4月12日（日）午後8時から

■開票場所 洞爺湖町役場3階 防災研修ホール

◆期日前投票について

投票当日に仕事や旅行などにより、投票所で投票できない方は、次の期間に期日前投票ができます。

郵便等投票制度について

身体に重度の障害にある方で、次の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができますので、選挙管理委員会にお問合せください。

1 郵便等投票対象者

障害等の区分	障 害 等 の 程 度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

2 代理記載投票

上記の郵便等投票対象者のうち、自ら投票の記載をすることができない方が選挙権を有するほかの方に代理記載していただく制度で、次の方が対象者です。

障害等の区分	障 害 等 の 程 度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症～第2項症

●洞爺湖町役場ロビー
■期 間 3月27日～4月11日
■時 間 午前8時30分～午後8時
●洞爺総合支所会議室
■期 間 4月6日～4月11日
■時 間 午前9時～午後5時
※北海道議会議員選挙の期日前投票は、4月4日（土）からとなります。

理委員会にお問合せください。
問合せ 洞爺湖町選挙管理委員会（役場内） ☎74-3000 / 同事務所洞爺支所（洞爺総合支所） ☎82-5111

大事な投票、忘れずに！

